

委 員 会 総 則

(設置)

第1条 委員会は、定款第43条によって定められた委員により組織する。

(目的)

第2条 委員会は、理事会の諮問事項を調査、審議のうえ答申し、委嘱事項を実施する。また、建議することができる。

(組織、委嘱、任期)

第3条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

2 委員会は、当該委員会に定めがない場合においても、必要に応じて副委員長を置くことができる。

3 委員長および委員等は、理事会の議を経て理事長が委嘱し、任期は後任が委嘱されるまでとする。

(会議開催)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、担当理事のもとで委員会を統括する。

2 委員長は、原案の作成、資料の整備、記録の保管その他の庶務を担当する。

(答申、報告)

第6条 諮問事項に関する答申および委嘱事項に関する報告は、原則として文章により、日限までに理事会に提出しなくてはならない。

(各種委員会規程)

第7条 各種委員会は、必要な場合、この総則に基づいて委員会規則を作り、理事会に提出し、その承認を得なければならない。

(旅費)

第8条 委員会の会議出席者には、旅費を支給することができる。支給額は旅費規程による。

(改廃)

第9条 この総則の改廃は、理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成26年8月4日から施行し、平成26年8月5日より適用する。
(平成26年8月4日理事会決定)

附 則

この規程は、平成28年10月5日から施行する。

(平成26年10月5日理事会決定)

改正前	改正後
<p>第3条 3 委員長および委員等は、理事会の議を経て理事長が委嘱し、任期は委嘱した理事長と同じとする。</p>	<p>第3条 3 委員長および委員等は、理事会の議を経て理事長が委嘱し、任期は後任が委嘱されるまでとする。</p>

この規程は、平成28年10月5日から施行する。